

[事案 28-286] 入院給付金等支払請求

・平成 29 年 7 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人が病歴を告知するよう指示しなかったことなどを理由に、告知義務違反による解除の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 10 月に契約した医療保険について、尿管結石による入院に伴い給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として支払いを拒否され、契約については特別条件を付加したうえで継続された。しかし、告知義務違反とされた本契約以前の尿管結石に関しては、数十年前から病歴があること、過去に入院・手術をした経緯があることなどを告知書作成の段階で募集人に告げており、一方で、募集人からは告知書に尿管結石について記載するよう指示されなかったため、契約解除を取り消して特別条件のない契約とし、入院給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約以前からの尿管結石による通院歴を告知しなかった。
- (2) 募集人は、申立人から尿管結石の病歴について告げられていない。また、告知された高脂血症や高血圧症については、告知書作成の際に、募集人が申立人に対して適切にサポートしていることから、申立人が尿管結石について告げたのであれば、同様にサポートがなされたはずである。
- (3) 告知日以前に受診事実があった傷病と今回の給付金請求の原因となった傷病の間に因果関係があるので、給付金は支払対象外となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があったことが認められ、また、募集人が申立人の正しい告知を妨げたなどの事実を認めることはできず、告知義務違反の事実と本入院の間には因果関係があることから入院給付金などの支払いを認めることもできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。